

令和6年第3回玉東町議会定例会会議録

令和6年9月17日玉東町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和6年9月17日午前10時00分招集
2. 令和6年9月20日午前9時56分開議
3. 令和6年9月20日午後0時20分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田移津行	教育長	下地哲雄
総務課長	古閑康広	産業振興課長	清田豊
建設課長	清田善雅	町民生活課長	上田直紹
税務課長	前田周一	企画財政課長	西浦仁敏
保健こども課長	小島隆一	会計管理者	大城戸雅昭
教育委員会 事務局長	松永敏	農業委員会 事務局長	岩川康幸
福祉課長	清田浩義	代表監査委員	北島義文

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬伸一	議会事務局書記	岡田初音
--------	------	---------	------

-
10. 議事日程

日程第1	議案第51号	玉東町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2	議案第52号	玉東町立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3	議案第53号	令和6年度玉東町一般会計補正予算(第3号)
日程第4	議案第54号	令和6年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第5	議案第55号	令和6年度玉東町宅地開発特別会計補正予算(第1号)

- 日程第6 議案第56号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第7 議案第57号 玉東町教育委員会委員の選任同意について
日程第8 議案第58号 玉東町教育委員会委員の選任同意について
日程第9 報告第4号 令和6年度玉東町議会議員所管事務調査研修の報告について
日程第10 請願・陳情の件

追加日程第1 発議第3号 ゆたかな学びの実現を図るための、2025年度政府予算に係る意見書の提出について

追加日程第2 議案第59号 財産の取得について

日程第11 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

8番 清田高広 9番 吉住貞夫

開議 午前9時56分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

少しだけ早いようですが、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第51号 玉東町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第51号「玉東町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） おはようございます。

それでは、議案第51号について御提案申し上げます。

議案第51号、玉東町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。玉東町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年9月17日提出、玉東町長。

提案理由です。国民健康保険法の一部改正により、国民健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない場合に過料を科す規定を削除するとともに、字句の整理を行うため、この条例を制定しようとするものである。

はじめに概要を御説明いたします。

令和6年12月2日から国民健康保険の被保険者証の発行が廃止となるため、被保険者証について規定する本条例で、被保険者証の返還に応じない者に関する部分を削ることが主な改正理由でございます。

それでは、詳細につきましては3枚目の新旧対照表をお願いします。

3枚目です。左の欄が現行、右の欄が改正後案です。第8条の3行目の下線部分ですけど、こちらは字句の修正で、この下線の部分を削除いたします。

12条の第1行目の第9項下線部分、こちらを第5項に改め、2行目の「又は、同条第3項もしくは第4項の規定により、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」この部分を削るというところになります。

2枚目に戻ってください。

附則です。施行期日、1、この条例は、令和6年12月2日から施行する。経過措置、2、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定により、なお、従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による、でございます。

以上、御提案申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第52号 玉東町立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、議案第52号「玉東町立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） おはようございます。

議案第52号、玉東町立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例の制定について、御提案させていただきます。

玉東町立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年9月17日提出、玉東町長。

提案理由です。玉東町立玉東中学校体育館に空調設備を整備するにあたり、使用料を定める必要があるためこの条例を制定しようとするものである。

それでは、内容については新旧対照表で御説明しますので、3ページをお開きください。

左が現行、右が改正後案です。第9条第1項中「体育施設及び体育施設の照明」を「体育施設、体育施設の照明及び体育施設の空調」に改めるものであります。

次に、別表第9条関係の改正後案をご覧ください。「照明料1時間当たり」のあとに「空調料1時間当たり」の項を追加し、「屋内運動場」の欄に「2,000円」を加えるものであります。

最後に2枚目をお願いします。

附則になります。この条例の施行につきましては、公布の日からとします。

以上、説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） この空調ですが、今は夏なんですけど冷房ですたいね、これは冬は暖房も使えるんですかね、1点だけです。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

暖房についても使用はできるとなっております。

○6番（坂本和也君） はい、分かりました。ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） すみません、3点お伺いします。

先ほど坂本議員も言われたんですが、夏と冬の利用の空調設備を使用する条件等はあるんでしょうか。次に、オレンジはあとクラブの使用、じゃあ町を代表しての郡大会とか県大会などに出場するための練習に使用する場合は、施設使用料の利用者負担はないんですが、この空調の費用というのはどうなるんでしょうか。その使用料1時間2,000円の根拠をお願いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、使用条件につきましては、学校施設につきましては、町民の方が利用できるということが基本になっておりますので、そちらで使用を申請していただき、学校施設でありますので学校の行事等が優先になりますので、空いている時間であれば使用料を負担して使用していただけたということになっております。

使用料の負担につきましてですけども、空調使用料につきましては、減免措置というのでも設けております。減免措置につきましては、町が主催または共催して使用する場合、町内の保育園、小中学校における教育上必要と認める場合については、全額免除、その他教育委員会に登

録してあります社会教育、社会体育団体等の利用につきましては、半額免除ということで規定しております。

続きまして、使用料の算出根拠ですけれども、空調機の、失礼しました、使用料の算定にあたりましては、空調の使用に伴います見込まれる電気料金を算出基礎といたしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

最初ですね、条件が、他の自治体では、使用期間、夏は何月から何月までとか、冬は何月から何月までなどの細かい条件、あとは室温が何度以上とかじゃないと付けたらだめとかということもあるんですけど、そういった細かいところはないということですよ。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 今のところ室温については決めておりません。ただ、学校が利用されるにあたりましては、文科省が定めております学校環境衛生基準であったり、日本スポーツ協会が定めておりますスポーツ活動中の熱中予防ガイドブック等を参考に、校長先生の判断で使用してもらうようには学校とは協議をしております。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

2点目なんですけれども、ちょっと聞き取りにくかったんですけど、半額は利用者負担という形になるということですか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 質問にお答えいたします。

先ほど言いましたように、町主催の行事ほかですね、あと学校の授業以外の場合は、減免の対象となる社会体育団体、社会教育団体につきましては、半額の減免ということですので、半額は使用の負担を求めるということになります。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

あとは2,000円の根拠ですね、電気代ということで、はい、承知いたしました。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第53号 令和6年度玉東町一般会計補正予算(第3号)

○議長(松尾純久君) 日程第3、議案第53号「令和6年度玉東町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) それでは、議案第53号について御提案いたします。しばらくの間おつきあいください。

それでは、予算書を1枚おめくりください。

議案第53号、令和6年度玉東町一般会計補正予算(第3号)。

令和6年度玉東町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条(歳入歳出予算の補正)既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,879万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,161万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月17日提出、玉東町長。

1 ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、補正を行った款項区分のみ読み上げます。

9款、地方特例交付金、1項、地方特例交付金は、101万8,000円を追加。

10款、地方交付税、1項、地方交付税は1億2,869万5,000円を追加。

2 ページ目です。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1,505万3,000円を追加、2項、国庫補助金、711万8,000円を追加。

15款、県支出金、1項、県負担金、268万7,000円を追加、2項、県補助金については、3,466万8,000円を追加。

17款、寄附金、1項、寄附金、6億円を追加。

18款、繰入金、1項、特別会計繰入金、421万6,000円を追加、2項、基金繰入金、224万4,000円を追加。

3 ページ目です。

21款、町債、1項、町債、690万4,000円の減。

歳入合計、補正前の額に7億8,879万5,000円を追加し、51億3,161万8,000円といたします。

続いて、4ページ、歳出です。

1款、議会費、1項、議会費、363万4,000円を追加。

2款、総務費、1項、総務管理費、6億1,894万8,000円を追加、2項、徴税費、10万8,000円を追加、3項、戸籍住民基本台帳費、94万円を追加。

3款、民生費、1項、社会福祉費、4,727万9,000円を追加、2項、児童福祉費、3,423万9,000円を追加。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、915万7,000円を追加、2項、清掃費、157万5,000円を追加。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3,060万9,000円を追加、2項、林業費、50万円を追加。

8款、土木費、1項、土木管理費、34万1,000円を追加、2項、道路橋梁費、3,923万6,000円を追加、5項、住宅費、60万円を追加。

10款、教育費、1項、教育総務費、67万2,000円を追加、2項、小学校費、23万7,000円を追加、5項、社会教育費、72万円を追加。

歳出合計、補正前の額に7億8,879万5,000円を追加し、51億3,161万8,000円といたします。

続いて、6ページ目です。

第2表、債務負担行為補正、追加分です。学校給食共同調理場調理運搬等業務委託、期間は令和7年度から令和11年度まで、限度額を1億2,600万円と定めます。

続いて7ページ目です。

第3表、地方債補正、今回は変更分です。臨時財政対策債、補正前の限度額が1,200万円、補正後の限度額を690万4,000円減額し、509万6,000円と定めております。

続いて、事項別明細書に入っていきます。予算書のほうは10ページ目をご覧ください。

歳入です。9款、地方特例交付金、1項、地方特例交付金、1目、地方特例交付金は101万8,000円を追加、交付額の決定に伴うものです。

10款、地方交付税、1項、地方交付税、1目、地方交付税は1億2,869万5,000円を追加します。こちらも交付額の決定に伴うものです。参考までに前年確定比較でプラスの3.1%となっております。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は1,505万3,000円を追加します。3節は自立支援医療給付負担金で216万4,000円、補助率2分の1、6節は児童手当国庫負担金で1,288万9,000円です。児童手当制度の拡充分となります。

続いて、同じく14款で2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は261万9,000円を追加します。社会保障税番号システム整備費補助金です。2目、衛生費国庫補助金は407万4,000円を追加します。出産・子育て応援交付金事業国庫補助金です。こちらは特定財源の変更でありまして、後ほど同じ金額でてきますけれども、県の補助金を減額してこちらの国の補助金のほうを増額措置しているものです。5目、民生費国庫補助金、42万5,000円を追加、地域子ども・子育て支援事業補助金です。補助率が3分の2となっております。

11ページ目です。

15款、県支出金、1目、民生費県負担金は268万7,000円を追加します。3節は自立支援医療給付負担金で108万2,000円、補助率4分の1、6節においては児童手当県負担分です。160万5,000円となっております。

同じく15款で、2項、県補助金、2目、民生費県補助金は3,581万8,000円を追加します。2節においては、熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業、3,571万2,000円です。こちらは国県全額補助となっております。3節は児童福祉費県補助金で10万6,000円、利用者支援事業、子ども家庭センター型補助金です。こちらは補助率が6分の1となっております。3目は衛生費県補助金で407万4,000円を減とします。特定財源の変更となります。5目、農林水産業県補助金は292万4,000円を追加、1節においては、攻めの園芸生産対策事業補助金29万9,000円、補助率3分の1、新規就農者育成総合対策事業補助金は全額国県補助となります。637万5,000円です。農村環境計画策定事業補助金は400万円の減となっております。2節におきましては、有害鳥獣被害対策事業補助金25万円、補助率は2分の1。

続いて17款、寄附金、1項、寄附金、3目、ふるさと納税寄附金は6億円を追加しております。これまでの寄附額の推移と過去の実績を考慮し、6億円追加しております。参考までに今年度4月から8月までの寄附額の実績としては、3億1,500万円で、前年対比でマイナス5%となっております。

18款、繰入金、1項、特別会計繰入金、5目、宅地開発特別会計繰入金は421万6,000円を追加、続いて12ページ目です。同じく18款で2項、基金繰入金です。1目、財政調整基金繰入金は246万8,000円を追加、本予算の財源不足について財政調整基金を繰り入れて調整しております。3目、町有施設整備基金繰入金は270万円を追加、18目、ウクライナ避難民支援基金繰入金は107万6,000円を追加、19目、ふるさと水と土保全基金繰入金は400万円の減。

21款、町債、1項、町債、1目、総務債は690万4,000円の減です。こちらは発行可能額の確定に伴い減額措置をしているところです。

続いて、13ページ目、歳出のほうに移っていきます。

1款、議会費、1項、議会費、1目、議会費は363万4,000円の増となっております。こちらは人件費の補正であります。今回、職員給与の人件費予算補正につきましては、要因としましては、4月以降の人事異動分と児童手当の拡充分等々を計上しております。なお、人件費については、説明については省略させていただきます。なおですね、この予算書の21ページ目以降にですね、今回から給与明細書のほうも添付しておりますので、内容についてはですね、こちらのほうを御確認いただければと思います。

続いて、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は1,114万4,000円を追加、一般管理費の地域自殺対策強化事業国庫返還金は、昨年度の実績に伴う返還金となります。ウクライナ支援事業は、避難民住宅退去時、原状回復費用として50万円、こちらは猪の鼻住宅2戸分となります。それから、オレンジネットワークプロジェクト協定団体補助金として57万6,000円です。ウクライナ支援事業の財源につきましては、ウクライナ避難民支援基金繰入金を充当することとしております。2目、会計管理費は18万6,000円を追加、3目、財産管理費は797万8,000円を追加

します。財産管理費においては、まず議会棟トイレ改修工事に係る管理委託料として49万5,000円、議会棟工事請負費は270万円、内容は、議会棟の玄関部分の屋根、そして北側階段の改修及び塗装分と、それから玄関部分の改修工事として、合計270万円を計上しております。

新庁舎建設費は、新庁舎1階民間テナント入居支援金として478万3,000円を計上しております。こちらにつきましては、1階民間テナントにつきまして、初回公募、再公募を行っていただきましたけれども、A区画の応募が見込めなかったために、民間テナント入居促進のための優遇措置を講じるものです。具体的に優遇措置は二つ考えておまして、1点目がこちらの入居支援金であります。具体的には初期費用の一部に対して助成するもので、平米当たり1万円を助成することとしております。A・B両区画で事業費478万3,000円を計上しております。それから、2点目が予算書には出てきておりませんが、貸付料の減免措置のほうを考えております。具体的には3年間貸付料を半額減免するという措置も併せて講じていきたいというふうに考えております。

説明に戻ります。

続いて、6目、企画費は6億951万1,000円を追加します。企業版ふるさと納税手数料は88万円です。こちらはですね、今回企業さんからですね、玉東町に対して物納、具体的には資源物改修ボックス、それと現金合わせて400万円程度の寄附の申し出がっておりますので、それにかかる手数料を88万円計上しているところです。荒尾玉名地域サイン計画推進協議会負担金は30万円、不足分を追加します。宅地開発特別会計繰出金は400万円。

続いて11ページ目です。

説明欄の二つ目の丸です。公園管理事業、年の神公園の駐車場測量設計業務委託料として312万9,000円、それからふるさと納税事業は、返礼品等業務委託料として3億円、基金積立金として3億円をそれぞれ計上しております。7目、電算管理費は12万9,000円、公営住宅システム保守料です。

同じく2款で2項、徴税費、1目、税務総務費は10万8,000円を追加、3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は94万円を追加。

15ページ目です。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は723万9,000円を追加します。説明欄です。社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金として94万2,000円を計上しております。それから2目、老人福祉費は3,571万2,000円を追加しております。こちらは熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業として、介護・見守りロボットICT導入補助金となります。特別養護老人ホーム葉山苑への補助となります。こちらの財源については、全額国県補助となっております。4目、障がい者福祉費は432万8,000円を追加します。自立支援医療給付事業として432万8,000円です。生活保護者の方の入院費用の増加に伴う措置となります。

それから次です。同じく3款で、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は702万5,000円を追加します。説明欄で、児童福祉総務費は、こちらは子ども計画策定委員に係る報償費分5万9,000円となります。2目、児童手当費は1,610万円を追加、こちらは児童手当の制度拡充及び額改定分を計上しております。財源につきましては、一般財源160万6,000円、残りについては国県の補

助金となります。4目、子ども・子育て支援事業費は1,111万4,000円を追加、こちらの内容につきましては、返還金が主でありまして、返還金につきましては、令和5年度の実績に伴う返還金となります。

16ページ目をお開きください。

二つ目の丸印です。返還金以外では、電算事務委託料として、こちらは母子健診システムの委託料となります。63万8,000円です。

続いて、4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は88万1,000円を追加、2目、予防費は17万9,000円、こちらも返還金でございます。4目、母子衛生費は補正額はありませぬ。財源を変更しております。それから7目、ふれあいの丘事業運営費は41万8,000円を追加、こちらは屋外照明の取り替え分として修繕料41万8,000円を計上しております。8目、交流センター運営費、704万8,000円を追加しております。まず、会計年度任用職員、清掃スタッフの人件費分として70万8,000円、それから交流センターのリーフレット印刷製本費として46万7,000円、それから脱衣所床タイル張り替え等々の修繕料として428万1,000円、手数料7万5,000円、人材センター委託料は66万4,000円の減、そして脱衣所ロッカー購入費用として218万1,000円を計上しているところです。9目、保健センター運営費は63万1,000円、保健センター清掃等委託料です。

同じく4款で2項、清掃費、1目、塵芥処理費は157万5,000円を追加しております。塵芥処理費はごみの出し方ブックという本の印刷製本費を80万6,000円、それから資源ごみ回収場設置工事費用として60万円を計上しているところです。

6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費は12万円を追加、4目、農業総務費は651万円を追加しております。説明欄、肥料・農薬価格高騰対策補助金として650万円です。こちらは肥料代や農薬代の上昇分の一部を支援するもので、価格高騰による農業経営の影響の緩和を図ることを目的としているところです。

5目、農業振興費は667万4,000円を追加します。攻めの園芸生産対策事業補助金は29万9,000円、それから新規就農者育成総合対策事業として637万5,000円計上しております。内訳としましては、経営発展支援事業、それから経営開始資金の給付金事業を含む予算となっているところです。

18ページ目、7目、農地費は1,730万5,000円を追加します。まず基盤整備促進事業におきましては、農村環境計画策定業務委託料は790万円を減額、それから地質調査に伴う重機等賃借料として29万5,000円、土地改良単独事業におきましては、重機等賃借料として25万円、農道工事請負費、二俣の北原農道となりますけれども、こちらの工事請負費が2,400万円、それから農業施設に伴う生コン等原材料支給費として66万円を計上しています。

同じく6款、2項、林業費、1目、林業費は50万円を追加、アライグマ捕獲事業委託料の分です。

続いて、8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費は34万1,000円です。説明欄、土木総務費で刈払い機購入費用として7万1,000円を計上。

同じく8款で、2項、道路橋梁費、1目、道路維持費は1,243万6,000円を追加しております。

19ページ目です。道路修繕料として200万円、工事請負費は、町内道路維持工事等と、それから町道樹木伐採工事、それぞれ500万ずつ計上しております。そして町道にかかる生コン等原材料費として43万6,000円を計上しております。2目、道路新設改良費は2,150万円を追加、まず工事費におきましては、箱井栗地原線改良工事1,000万円、役場町営住宅線改良工事は700万でありまして、こちらは国道208号線から役場への進入路を拡幅する工事となっております。土生野交差点改良に伴う看板移設工事が300万円、土地購入費は、箱井栗地原線が100万円、土生野交差点改良分が50万円をそれぞれ計上しております。4目、排水路整備工事は530万円を計上、工事請負費でありまして、岩黒牟田線排水路工事280万、稲佐旧町営住宅前側溝工事が250万円を計上しております。

続いて、5項、住宅費、1目、住宅管理費は60万円を計上、猪の鼻団地改修実施設計業務委託料を50万、小清水住宅の修繕料を10万円計上しております。

10款、教育費、1項、教育総務費、2目、学校教育は67万2,000円を追加、同じく教育費で2項の小学校費、1目、学校管理費は23万7,000円を追加、山北小学校に係る電話機設定手数料が5万5,000円、シロアリの巣を駆除する業務委託料として18万2,000円、5項、社会教育費、1目、社会教育総務費は40万円を追加、3目、文化財保護費は32万円を追加です。時間外勤務手当が14万円、それから委員等報酬として18万円です。いずれも西南戦争150周年企画検討部会に関する費用となります。

以上、御提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） おはようございます。ちょっとお聞きしたいことが2点ほどあるのでよろしく願いします。

まず、この後ろの6ページですね、追加の分の、この給食の委託されるのが、令和6年度までで終わって、ところで令和7年度からまた新しく、これはまた改めて入札されて業者をまた選ばれるというところになるのでしょうか。

それと2点目ですね、16ページになります。4款の衛生費のところ、8目の交流センター運営費のところですね、先ほどタイルの張り替えの修繕料が入っていたと思うんですが、このタイルを張り替えたときは、いつかは入館ができないというところになるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

債務負担行為補正で計上しております調理場の運搬等業務委託の件ですけれども、令和6年度から委託が切れるということで、一応今回この議会で議決をいただきましたら、速やかにプロポーザル方式によるですね、事業者を募集いたしまして、事業者の選定を行う計画でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

交流センターの脱衣所タイルの、床タイルの修繕になりますけれども、まだ業者等詳細についてお話ししておりません。予算が通ってからのことになるかと思えます。ただ、予算書にいただいたあかつきには、業者と協議をして、できるだけ休館をしないように、休館日を利用して修繕にあたりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） まずですね、給食のほうの委託のところですね、我々今、子育てしておる親は、本当に給食が無償化していただいて本当に助かっております。本当ありがとうございます。そしてですね、数々の声もですね、やっぱり贅沢な子どもさんたちもやっぱり多くなってきて、やっぱり味がうすいのすってんどっこんていうところですね、やっぱり言われて、でもですね、その中でやっぱり業者側のほうは、やっぱり子どもたちのための栄養をもって、やっぱりそういうのも考えられて作っておられると思うんですけれども、やっぱりどうしてもですね、親としましても子どもたちにせつかく給食を美味しいものを食べさせたいという思いでありますので、これはまた業者を選ばれたりあれするときには、プレゼンとかも、事前に試食してみたりとか、そういうことも考えておられるのでしょうか、お願いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

このプレゼンの中にですね、試食による提案というのは予定はしておりません。ただ、今、議員が申されましたように、保護者の中でそのような声があったというのは認識はしております。今後もですね、委員会、調理場でもですね、そういった情報につきましては共有を図りながら、委員会としては、学校給食の品質の向上に向けてですね、委託業者の指導に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

功刀議員がおっしゃるように、給食の味がうすいとか、美味しくない、材料費が高くなったので給食を落としたという事例がありました。そこでですね、給食費を落とすようなことはやるなと、補正でも組んでね、行政として応援してやるからやれということで、次期はですね、直営方式でやろうと思ってその道も探ったんです。ところがやっぱりですね、直営ではなかなか厳しいから、味のほうもそうでもないらしいぞということもありまして、ほっで、また委託に戻したんですけど、給食のプロポーザルの中で試食というのもですね、できればやりたいなと思いますけど、やっぱりなかなかその点はですね、プロポーザルの中で試食は難しいんじゃないかと思いますが、できる限り検討してみたいと思います。プロポーザル参加者に、参加する人にできるかと尋ねてみたいとは思っています。できるだけですね、給食は美味しいものを作らせるということで

あります。

ただですね、給食費の無償化、これ条例で決めていないんですね、玉東は、コロナ対策で給食費は無償にしたわけですね、それがそのままこうきたもんで、今さら給食費を元に戻すということとはできないので、暗黙の了解という中でなっておりますので、これを条例で決めた方がいいのであればですね、やっぱり条例でですね、給食費の無料化と。しかしですね、今さら給食の無料化と条例にやればですね、今まで無償化じゃなかったつかと言われるからですね、もうこのまま了解得られればですね、引き続き無償のほうでやりたいと考えております。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

是非ともですね、無償化というのはそのまま継続してずっとやっていっていただき、そして給食のほうもですね、やっぱり一応町長だったりね、やっぱりPTAの会長さんたち、子どもたちの代表者にやっぱりどの給食がいいのかという味がですね、そういう子どももですね、やっぱり一番そういうプレゼンの中で食べさせてる機会があればいいのかなと思います。

よろしくをお願いします。

続きまして、交流センターの運営のほうでですね、本当交流センターのほうにはですね、いろいろこうやって力添えをいただいてありがとうございます。そしてもう一つが、そうやってタイルの張り替えであったり、いろいろとですね、運営費のほうで、でもこよなき愛する皆様がですね、やっぱりおられますので、それとですね、あと、ちょっとですね、せっかくなので課長、脱衣所ですね、あと一つちょっと冷水器のほうがですね、やっぱりぬるくてですね、一つは新しくなったんですけども、あと一つ●●●これもちょっと予算を組んでいただいてですね、ちょっと替えていただくと、新しくなるとうれしいなと思うんですけども、ちょっと考えをお聞かせ願えたらと思います。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

今回、第2号補正、専決の分で冷水器の入れ替えの予算を組んでおりますので、功刀議員が飲めるように入れ替えを行いたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

それもよろしくをお願いします。終わります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 今の6ページの件で、ちょっと私が今まで思うとったのと違うような感じでの答弁がありましたから、ちょっとそこを確かめたいと思うんですけど、この調理については、メニュー、それからその日使う材料、これについては県職員がちゃんと考えて作るんじゃない

いですか。プロポーザルで委託する業者は、それに添った形での料理を作り、そしてまた運ぶという、そこじゃないんですか、お尋ねします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 吉住議員の御質問にお答えいたします。

吉住議員の御質問にありましたように、給食の献立につきましては、県雇いの栄養教諭のほうを立てております。ですので、栄養教諭のほうが、カロリーであったり、そういう栄養のバランス等を考えた内容で、実際調理、その指示に基づいて調理作業、業務を行うのが委託先の事業者となっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 14ページをお開きください。27節、年の神公園駐車場設計委託料、もう少し中身を詳しく。

それと17ページ、6款の農林水産費の中です、肥料・農薬高騰対策補助金650万、もう少し中身をよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

年の神公園の駐車場設計委託料につきましては、当初は組んでおりませんでした、これまで仮造成をしております。その中で大きい石がいっぱい出てきました。それで一度ですね、現況の地形をちゃんと把握して、ちゃんとした整備を行わないといけないということで、今回委託料を組ませていただいております。中身としましては、今、町道側から奥に入りますと水道施設がございます。その水源をですね、今後活用していきたいと考えておりますので、そこに行くまでの進入路と併せてですね、駐車場もちゃんとした駐車場というような整備を行うためにですね、今回設計費を組んだということで、また出てきました生石ですね、大きい石、これも併せてちょっと利用していきたいと考えておりますので、今回の補正となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

坂本議員が質問された肥料・農薬価格高騰対策補助金ですけど、こちらは担い手農家育成を図ることを目的として、また、肥料・農薬価格の高騰による農家経営の影響を緩和するため、認定農業者及びJA玉名玉東部会員に対して、肥料・農薬コスト上昇分の3割を支援するものであります。対象経費については、令和5年1月から12月に購入された肥料及び農薬になります。1人当たりの補助上限額は、肥料・農薬ともに5万円で、合計10万円となります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 年の神公園はですね、夏は非常に涼を求めていますね、子どもたちが楽しく遊んでおりますが、今度駐車場を整備しまして、駐車場に止められる車の台数は何台ぐらいになる予定ですかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

これからちゃんと設計を組んで区画数も決めていきたいと思っておりますので、まだ台数が何台になるかははっきりちょっとまだ分かっておりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） まだ決まっていないということですが、できるだけですね、やはりスペースを、今は大きい車で来られる方が非常に多いのですよね、少しぐらいはゆとりがないとですね、隣の車と接触する恐れもありますので、そのへんも加味しながらですね、よく精査しながらお願いします。

あの辺一帯のですね、上のほうに喫茶店とかピザ屋とかですね、いっぱいできまして、非常良い環境ができておりますので、生石というふうに言われましたが、そういうのを併せながらですね、景観に合うような駐車場を是非造っていただきたいと思います。

それと肥料・農薬で、先ほどJAだけと言っておられましたかね、JAで購入分と。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） こちらは担い手育成を考えていまして、認定農業者も対象になります。

（いや、企業名はJAだけ。）

そうです、JA玉名の玉東部会員ですね。

（部会員で、JA玉東から買った人だけ。）

いや、部会員に対してはですね、JAの肥料・農薬を購入された方、認定農業者につきましては、JA以外のところから買われた分も対象になってきます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） じゃあJA玉東以外でも玉東町でですね、天水あたりも肥料屋さんとか農薬屋さんもありますので、そちらで買った人も対象になるということですかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 認定農業者につきましては、玉東以外で買った分も対象になってきます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 農業経営もですね、非常に厳しいところではありますが、こういう補助金をですね、出してもらえば非常に助かると思います。できるだけですね、農家さんにはですね、周知徹底のほうをよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 1点だけお伺いをいたします。

18ページ、6款、農林水産業費の1目、林業費、鳥獣捕獲事務アライグマ捕獲業務委託で50万ということで、これは県の補助が25万あるということでしたよね。こういう事務の委託というのは、もともと当初予算にはあげてなかったんですかね、入っていなかったんですかね、この部分、お願いします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） こちらの予算のほうがですね、毎年あるかどうか分からないので、出たときに申し込む形で、今回また新たにアライグマ捕獲の県の補助金が出たので補正で組ませていただきました。ですので、当初のほうでは予算は組んでいませんでした。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 関連して、いろいろ当初予算の補助、駆除とか依頼をされておりますけれども、もしよかったら今年度は捕れましたかアライグマ。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 今年度についてはまだ捕獲を強化でしていないので、まだアライグマの捕獲は1頭もできていない状況です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 調査といいますけど、いつもカメラで監視をされとるんですよね、それには映っているわけでしょう、当然、そういう監視の中で、それが調査じゃなかつたんですかね、どうですか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） まだ今年度ですね、前期の報告のほうがあっていないので、カメラは映っているんですけど何頭ぐらいどこに映っているというのが、まだ報告はこちらのほうには来ていないので、すみません。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） はい、分かりました。こういった鳥獣害被害というのはどんどん増えておりますので、こういった形でしっかり予算を積んでいただくということで、駆除が進んでいくと思いますので、よろしくお願ひしときます。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君の質疑を終わります。

続きまして、7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 2点ありましたが、1点は功刀議員の質問と重なりまして分かりましたので、もう一つの企画のほうですね、13ページですね、まず下のほうの財産管理のほうの、先ほど新庁舎建設費の中の支援金ですね、478万3000円、この金の流れですね、例えば、当初のよ

うに決まったようにお金をもらって、あとでこの費用を返金するのか、それとも値引きでやっちゃうのか、その金の流れですね。

それともう一つ、その下の企業版ふるさと納税手数料とありますけど、先ほど説明が簡単になりましたけど、もうちょっと詳しくお願いします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

まず1点目のテナント入居支援金のお金の流れということですが、こちらの対象経費がですね、1階民間テナント、当然設備とか工事とか初期費用がかかりますよね、その初期費用にかかる、対する助成金となりますので、民間テナント事業者が、そういった設備工事が終わったあとに、町のほうに補助金の申請をして、それを受けて町が支援金を平米当たり1万円相当の交付金を助成を事業者のほうにするというような流れとなります。

それから、2点目の企業版ふるさと納税手数料の件ですが、今回ですね、ある企業のほうから玉東町に対して、資源物回収ボックス、物納ですが、それから現金、合わせて400万円相当のですね、寄附の申し出があっているところです。今回その企業と玉東町を間に立つ仲介業者がまたいるんですが、その仲介業者においてはですね、そこも成功報酬、今回は20%の割合なんですけれども、その分の手数を今回計上しているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林和廣君） 最初のほうですね、テナントで入る業者2社、これがうまく成功したらですね、私は当初から誘致する企業という考え方であったんですね、一般質問でも言いましたように、優遇措置をしてあげてもいいんじゃないかなと思っておりました。税制にしても従業員の数に応じてとかね、1坪幾ら減免するとか、そういう考えは当然持っていましたので、この予算は私は賛成します。

それからもう一つですね、企業版ふるさと納税手数料、足元見えずいぶん上がってきていますね、10%から20%に、同じ業者ですか肥後銀行ですか、間に入るところは。

（違います。）

違う。ボックスに対する費用ですか、それともボックスをもらうというわけじゃないんですね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 林議員の御質問にお答えします。

こういった企業版ふるさと納税を仲介する業者もですね、結構多数あるわけなんですよね。うちでは今そういった契約を結んでいるのは、初日にお伝えした肥後銀行関係の事業所と、今回は旅行会社JTBでありますけれども、その関連するJTBふるさとコネクという事業者が今回間に入ってくれています。その手数料が20%ということで、一応寄附額に対して20%を一応手数料で仲介業者に支払うというようなシステムになっているところです。

以上です。

(物なのか。)

はい、今回は400万円相当ということで、物納、物が来ます。物と現金をいただくというような内容となっております。合わせて400万円相当というようなことです。

以上です。

○議長(松尾純久君) 7番、林和廣君。

○7番(林和廣君) 物が来て、現金は幾ら来るんですか。

○議長(松尾純久君) 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) 現段階での申し出としては、物納分、物が350万円程度、そして現金が50万円程度の合わせて400万というような内容で申し出がされているところです。

○議長(松尾純久君) 7番、林和廣君。

○7番(林和廣君) もらう現金より手数料のほうが多いですね、88万であれば、仲介料は88万円で組んでいるんでしょう。

(はい。)

はい、分かりました。そこでですね、そこで確認したいのが、一般質問でこの前聞いたときには、当初予算の55万円を引き当てておりました。今年度も55万の当初予算で立ててあるのに、なぜそれを使わないんですか。

○議長(松尾純久君) 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) ちょっと待ってもらっていいですか、すみません。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長(松尾純久君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) すみません、度々中断させてしまいまして申し訳ありません。

7番、林議員の御質問にお答えします。

今、当初予算のですね、積算内容を確認しました。当初予算では、一応55万円ですね、手数料のほうを計上しております。内訳としてはですね、背景としましては、ここ数年企業版ふるさと納税がうちのほうにも実績があがっておりますので、当初予算では今年度も500万円相当の企業版ふるさと納税があるという見込みからですね、500万円の寄附額に対して、その1割掛けるの1.1の55万円を計上しているところです。

今回その55万というのはですね、実際今のところ執行はまだしておりません。55万円の既存現予算に対してですね、今回また400万円の申し出がありますので、55万は残したままですね、一応88万円追加したところです。55万についてはですね、まだ今後毎年ですね、八十建設さんはここ昨年2回されておりまして、今後もうですね、寄附するような意向も持っていらっしゃるの、もしよかったですね、このまま55万円の予算についてもですね、このまま確保しておいて、結

果寄附がなかったときにはですね、年度末において補正予算で減額措置をするような形にしたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 先だつての説明をまともな説明と思えばですね、そちらのほうから先に使うべきじゃないかと思うんです。足りないからね、補正で組みましたというんであれば分からないでもないんですけどね。だから一貫性がないんじゃないですかと言いたくなる。

だから次の質問の中にですね、88万であれば先日の10%経費で取られるんだったら、800万のあてがあるんですかとかう聞きたかった。ところが調べていくうちに55万はね、使われてないのになぜかとかう感じた。だからこれだけとれば追加補正予算は必要ないです。

もう一つ、今度寄贈なさる業者が、玉東町にからんだ仕事をされる業者ではないでしょうね。例えば、そのボックスを引き取って処理します、その処理の手数料をいただくとかね、あるいは東部環境センターにどうのこうのと優遇的な業者取り扱いはゼロに近いですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えしますけど、あんまり疑わんでいいんじゃないかね。ちゃんと予算立てもやって組んどるから。55万は、当初毎年今、来とるから、企業版ふるさと納税で、それがまたあるという話があつともんで55万は当初組んだわけね。そして、今度の88万を組んだのは、みんながたい、分別収集、1か月1回の分別収集、それまでは待ちきらんという人が出てきたわけよね。分別収集でよかつたら今度のことは考えんでもよかつたつよ。ところが、やっぱりそこまでは待ちきれんと、いろいろな回収品をやつとるけど、アルミとかプラとかね、そういうのがあるから、玉東町も今、よそでボックスなんか置いてあるけど、そういうのを置いてくれという要望があつたから、今度探しておつたわけ、そういうところが置いてくれるところはないだろうかと。JTBがそういうことをやってくれるということだったもので、そこを利用してやるようになって、55万は当初予定があるものでそっちにとつとつて、55万では今回足らんとだから補正を組まないかんと。また別に55万で足らんとそれに上乗せして30万やればできたかもしれんけど、また今度補正組まないかんと。そうじゃなくて、当初予定は予定としてので、今回改めて組んだわけです。何も問題はない。

（その業者との癒着があるんじゃないか。）

業者とも癒着はない。そういうこともない。何でもせんほうがいいんだつたらそういうことも疑われんだろうけど、住民の要望によってやることに対して、疑いの目を持ちすぎている。

○議長（松尾純久君） ちょっと補足的に町民生活課長、上田直紹君が答弁します。

○町民生活課長（上田直紹君） 資源ごみの収集ボックスの管理につきましては、今後この補正が通つたあかつきには、公募により一応管理業者のほうを募つて、そちらに応募していただく業者と契約を交わすというような事務処理を考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ55万に対する企業ふるさと寄附金がですね、あることが現実的にあったときには、共に喜びましょう。様子を見ます。

それからですね、業者のうんぬんと言ったのはですね、熊日新聞さんに今月9月8日、それから9月18日、企業版ふるさと納税最多、増えてきたと。18日には企業版も検証と見直しをとという記事でこう述べてあります。企業版ふるさと納税の検証と見直しをとの記事があったが、透明性の欠如や不適切な適用への懸念が述べてあります。現実福島県で起きていると書いてあります。そうならないような警告というわけではありませんが、皆さんで用心していきましょうという気持ち私は伝えたかったんです。そういうことで是非ね、寄附を増やす努力と、そのあとの処置をよろしくお願ひしますね。

終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 私は1点伺います。13ページです。

ちょうど真ん中ぐらいのですね、ウクライナ支援事業について、107万6,000円のうちのですね、N O P協定してありますが、これはN P Oの間違いだらうと思ひますが、協定補助金の57万6,000円の補助金ですが、当初予算で200万の補助金で、これは追加ということで、N P Oのほうから何か要請されたっですか、それとも自主的の補助金ということで、お聞きいたします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えいたします。

ここに書いてありますONPにつきましては、オレンジネットワークプロジェクトの略でございます。これは当初ウクライナの避難民を受け入れるときに、我々がこういうプロジェクトを組んで、みんなで協力しあって受け入れの体制をとろうというプロジェクトチーム名でございます。

そしてN P Oにつきましては、当初に組んでおります補助金につきましては、前回玉名市のN P Oの方に頼んでおりましたが、今年度から変わらしまして、違う新しいN P O法人ができましたので、そちらのほうへの委託金はその200万ですかね、約200万ぐらいの補助金で、今回はオレンジネットワークから出します前回の分でございます。

以上でございます。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） これは間違いではなかったということですね、私は間違いかなあと思ひてですね、ONPと間違いかと思ひてですね。ちょっと一つですね、N P O等で、前回も東京都に200万寄附されておりますけれども、そういう団体からの、玉東町でですね、全部今回と合わせてウクライナ支援にはですね、今回と当初予算で合わせて1,154万の補助ということになります。町の単独補助をですね、諸々の生活支援、その中のですね、1,100万の中で諸々の生活支援がありますが、N P Oのほうからの寄附もしておりますが、向こうのほうからの何かの玉東町に生活支援とか、何かはあるんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えいたします。

我々から支援する金額とは別に日本財団、大元にですね、日本財団のほうからウクライナの方々には生活支援金はきております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それではですね、このウクライナ支援については、ウクライナ人を町に来てもらって支援しているということは、熊本県下では玉東町だけということは認識しておりますが、このNPOとか、あるいはウクライナ人は受け入れておらないけれども、支援団体に玉東町は入っておりますが、荒玉地区とか熊本県で、そういう支援団体として入っている自治体はあるんでしょうか。分かったらお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えいたします。

あと玉東以外でその支援団体があるかどうかはちょっとはっきり分かりませんが、玉名市は協力をいたしますということで言われておりますので、前回は玉名市から前回のNPO法人のほうへの補助金は出されているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 去年の福祉大会のときか、そのNPO、ウクライナNPO支援団体、個人の責任者、会長という人が玉名市の出身ということで、私たちがふれあいの丘で講演とか、ちょっと話を聞いたことがありますので、その人がそういう役をして支援をしておられるということで、その支援団体には玉名市も玉東町と一緒に入っておられるということですね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えいたします。

去年の福祉大会のときに、れんげ国際ボランティアの方が来られて、講演の中に入っておられました。玉名市のほうですね、うちと玉名市が一緒になっているとまではいきませんが、玉名市はその玉名市のNPO法人だったんで、玉名市のていうか玉名市にあるNPO法人だったので、玉名市のほうも協力しますよということで、うちからも補助金を払う、玉名市からも払いましょうというような形でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 一応私が確認したかったのはですね、玉東町も支援事業で玉東町単独で支援をかなりしておりますが、そういう上からの支援も幾らかあるかなあということを確認したかったわけですので、一応終わります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは18ページをお願いします。

6款、農林水産業費、1項、農業費、7目の農地費、14節、工事請負費2,400万、ここの場所を教えてください。

それとですね、場所と、この農道、何年前からの要望があったのかと、距離にしてどのくらいの距離になるのか、その3点、教えてください。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

場所につきましては、二俣東地区になります。辻と本村の間ぐらいになりまして、北原地区という北原農道になります。すみません、要望がいつあがったかはちょっと詳しく覚えておりませんが、着手したのは3年前から着手しておりまして、昨年度工事をしております。そして、今年度の工事は190メートルほどの延長を予定している分で計上しております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） これは今度の西南戦争の150周年に関連した工事になるわけですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） それとは関連しません。農家の方からの要望による工事になります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、農家は何件からの要望になっていますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問に答えますけど、何件から要望があつとるかは、そこまで細かく知らなくてもいいんじゃない。二俣地区の道路の農道の整備だから、あの地域の人のみんなの要望だったんです。

以上。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 金額的に2,400万ということで、工事も大工事になると思うので、何件からの要望ぐらいの件数ぐらいは分かったほうがいいじゃないかと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 2点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、ページは15ページ、款、民生費、項、社会福祉費、目の老人福祉費、これ右側の説明のところ、介護・見守りロボットICT導入補助金3,571万2,000円ですね、これ葉山苑さんへということで先ほど説明があったんですけども、これに関して、多分申請されているのが葉山苑さんが申請されて、町、県と上がって行って、そのあと補助金というか助成金というか、

そういう形で下りてくるのかなと思いますけど、これについてですね、町内にもいくつか事業者さんあるんで、こういう事業者さんがこの事業に当てはまる、導入したいのがあれば申請されたら入ってくるのかどうかというようなことを聞きたいのと、それともう1点は、18ページになるのかな、款で農林水産業費、項、農業費、目の農業振興費で、この一番右側にある新規就農者育成総合対策補助金ですね、これ637万5,000円、新規の方がですね、増えるということは非常に良いことで、私からすると非常に喜ばしいことだなと思ったんですけども、ただ、この補正を組むのにちょっと金額でかかったんで、途中からでもこういうやつは申請して下りるものというのがちょっとお聞きしたかったんで、こういう申請から下りてくるのを待っての流れについて、説明いただければと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） 8番、清田議員の質問にお答えいたします。

今回ですね、この補助金のほうにつきましては、今、お話されていたとおり、葉山苑に対するものですが、こちらのですね、補助金につきましては、30床以上ですね、施設に対するものになっておりますので、町内におきましては葉山苑が代表というふうな形になります。その他補助金につきましても該当するような補助金についてはですね、毎回各施設のほうに尋ねているような状況になります。

以上で答弁とします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 8番、清田議員の質問にお答えします。

こちらの新規農業者への補助金なんですけど、これが二つありまして、一つが経営発展支援事業補助金562万5,000円、これは機械の補助、新規就農者が去年新規就農されて、2年間機械の購入のための補助金を受けることができますので、今回機械を、ドローンを購入したいということで、その機械の購入補助として予算を計上しています。

あと、またですね、新たに今年度新規就農者の方がおられまして、その方の分の年間150万なんですけど、途中から新規就農になられますので、半分の75万を予算計上しているところであります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 今、説明聞いたら、要するに30床以上となると、町内には多分葉山苑さんだけというふうなことだったんですけど、ほかのことに関してもですね、こういう県の事業で、各事業所さんを対象にしたやつは、毎年補正だったんですけど、当初に乘せるためにはその前に聞き取りというか、あるかないかとかいろいろそういうのを、県の事業がこういうのがあるけどどうだというのを一度聞いていた、何も申請がなかったから当初になかったというだけのこと、そういう感じにしないでよろしいんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） 御質問にお答えします。

大体ですね、こういった事業の要望についてはですね、前年度、今ごろですね、いったん確認

が県のほうから上がってきております。お話されたとおりですね、昨年度は一応その時点では要望がなかったんだけど、追加でですね、要望したいというふうなことでですね、上がってきましたので補正で対応させていただいています。

以上です。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） はい、分かりました。それでは、新規の就農者の方のやつですけど、一つはですね、今年途中から新規に就農されるということで、半額ということだったんですけど、その前のやつは2年間あって、ということであれば、昨年のうちに分かっているということで、当初には既に分かっていたはずなんだろうけど、この補正のほうに乗せたというのは何か意味があったんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） こちらがですね、昨年度新規に認定農家になられて、2年間の間には機械の補助を受けて、購入できますよということで、何を買いたいかずっと迷っていた中で、今年3月まで購入したければですね、申し込みをしなければいけないということで、途中からドローンを買いたいということで申されたので、当初には組んでいなかった分が、今回補正で組ませていただいていることになります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 以上の説明で分かりました。終わります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

5分ほど休憩します。

日程第4 議案第54号 令和6年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第54号「令和6年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 議案第54号について御提案申し上げます。

1枚お開きください。

議案第54号、令和6年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,820万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年9月17日提出、玉東町長。

次に1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、補正のある項目のみ読み上げます。

歳入、3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、18万3,000円を追加いたします。

4款、県支出金、1項、県補助金、26万4,000円を追加いたします。

7款、繰入金、1項、他会計繰入金、94万2,000円を追加いたします。

一番最後の行です。歳入合計、補正前の額に138万9,000円を追加し、6億9,820万3,000円といたします。

次のページをお願いします。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、138万9,000円を追加いたします。

5款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、2万4,000円を追加いたします。

次の3ページ目です。

9款、予備費、1項、予備費、2万4,000円を減額いたします。

歳出合計、補正前の額に138万9,000円を追加し、6億9,820万3,000円といたします。

6ページをお願いします。

2、歳入、1款、国庫支出金、1項、国庫補助金、11目、社会保障税番号制度システム整備費補助金、18万3,000円を追加いたします。こちらはマイナ保険証促進のための周知事業でございまして、国の補助金100%の補助でございまして。

次の欄です。4款、県支出金、1項、県補助金、1目、保険給付費交付金、26万4,000円の追加でございまして。こちらは産前産後保険税の減免制度に伴うシステム改修業務で、それに伴う交付金100%でございまして。

次の欄です。7款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金、94万2,000円の追加で、こちらは職員給与等の繰入金でございまして。一般会計からの。

次の7ページをお願いします。

3、歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、138万9,000円の追加でございまして。3節、職員手当等は異動に伴う補正でございまして。説明は省略させていただきます。11節、役務費18万3,000円で、こちらは通信運搬費、切手代でございまして。マイナ保険証促進のための通知を実施するためのものです。12節、委託料26万4,000円で、こちらは産前産後保険税の減免の電算事務委託料でございまして。

次の欄の5款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、1目、特定健康診査等事業費2万4,000円でございます。こちらは会計年度職員の費用弁償費、通勤手当の追加分でございます。

最後の行、9款、予備費、1項、予備費、1目、予備費、2万4,000円の減額でございます。

8ページをお願いします。

8ページは給与明細書になっております。一般会計と同様、今年度から人件費の補正があったときに掲載するようになっておりますので、ご覧になっていただければと思います。

以上、御提案申し上げます。よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号 令和6年度玉東町宅地開発特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾純久君） 日程第5、議案第55号「令和6年度玉東町宅地開発特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） よろしくをお願いします。

それでは、議案第55号について御提案いたします。

1枚目をお開きください。

議案第55号、令和6年度玉東町宅地開発特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,981万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年9月17日提出、玉東町長。

1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。補正のある項目のみ読み上げます。

歳入になります。1款、繰入金、1項、一般会計繰入金、400万円を追加します。

歳入合計、補正前の額に400万円を追加し、2,981万6,000円とします。

次のページをお開きください。

歳出になります。1款、宅地開発費、1項、管理費、400万円を追加します。

歳出合計、補正前の額に400万円を追加し、2,981万6,000円とします。

続きまして、5ページをお願いします。

2、歳入、1款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金、400万円を追加します。

最後のページをお願いします。

3、歳出、1款、宅地開発費、1項、管理費、1目、一般管理費、400万円を追加します。木葉分譲地測量設計業務委託料の計上でございます。場所につきましては、役場から西に200メートルほどのコインランドリーがあります。その北側の土地になります。面積は1,289平米で4区画を想定しております。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（松尾純久君） 日程第6、議案第56号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 議案第56号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

地方自治法昭和22年法律第67号第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のとおり変更する。令和6年9月17日提

出、玉東町長。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のように変更する。

別表第2中、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附則、この規約は、令和6年12月2日から施行する。

提案理由、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

概要を御説明いたします。国民健康保険同様後期高齢者の被保険者証も12月2日より発行を終了することになります。被保険者証の文言を削除するものです。また、2枚目の新旧対照表は後ほど御確認いただければと思います。

以上、御提案申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第57号 玉東町教育委員会委員の選任同意について

○議長（松尾純久君） 日程第7、議案第57号「玉東町教育委員会委員の選任同意について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 議案第57号、玉東町教育委員会委員の選任同意について。

玉東町教育委員会委員に選任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。令和6年9月17日提出。

住所、熊本県玉名郡玉東町大字■■■■■■■■■■、氏名、平井ナミさん、生年月日、■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■。

塾や学習支援事業でも支援員として多大な貢献をいただいているところでもあります。

以上のことから、今回御推薦いたします緒方マリ子さんは、教育委員として適任であり、是非御賛同願うところであります。

どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、原案のとおり同意されました。

日程第9 報告第4号 令和6年度玉東町議会議員所管事務調査研修の報告について

○議長（松尾純久君） 日程第9、報告第4号「令和6年度玉東町議会議員所管事務調査研修の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 報告第4号、令和6年度玉東町議会議員所管事務調査研修報告をいたします。

1、調査研修の目的、令和6年能登半島地震で被災した現地を訪れ、災害状況等を確認し、今後の町防災対策の備えとする。また、復興支援の一環として、地域産業等を視察し、経済効果の一助とするものである。

2、調査研修地、石川県農林総合研究センター、穴水町ほか。

3、調査期間、令和6年8月5日から8月7日まで。

4、研修、初日は金沢市内の台所である近江市場と、金沢文化を代表するひがし茶屋街を見学した。近江市場では、近海で捕れた新鮮な地魚や加工品、野菜などが並び賑わっていた。ひがし茶屋では、重要伝統的建造物群保存地区として情緒あふれる町並みで、平日にもかかわらず外国人を含め多くの環境客が訪れていた。

2日目は、午前中、石川県農林総合研究センターを視察、育種栽培研究部の岡田課長から、県農業の概要からブランド化までの研究と成果について説明を受けた。農業産出額をみれば全国43位と下位ではあったが、伝統野菜である加賀、能登野菜などの特産物をはじめ、沿岸沿いの砂丘

地帯では、スイカや大根、ぶどうなどの生産が盛んで、山間部は梨やリンゴなどの果樹生産がなされていた。石川県でも農業人口は減少傾向にあり、今後の農業振興に与える影響は、どの地域も同じ課題を抱えていた。議員から、ブランド品種の全国展開や担い手不足の対策など有意義な意見交換ができた。

午後からは、能登地方の災害状況を確認するため、穴水町方面へ移動。能登里山街道を通行中一部道路がなくなっていたり、車がそのまま残っていたり、通常に戻るにはまだまだ時間を要する状況だった。内灘町では電柱が斜めに傾き、母屋の倒壊、道路も隆起している場所もあり、地震の被害を目の当たりにした。その後、地震で被災された輪島塗工房の大藤さんの仮事務所を訪れ、当時の状況や現状などの話を聞くことができた。

3日目は、金沢の観光地4か所、金沢城址公園、兼六園、松井秀樹ベースボールミュージアム、安宅の関所を巡り研修を終えた。

今回の研修では、能登半島地震から7か月が経ち、日常生活に戻りつつも未だ断水が続いている地域など、インフラ整備が進んでいない現状を肌で感じた。本町において大規模災害が発生した場合、復旧・復興の取り組みを平時から想定し、迅速に対応できる関係機関と連携し、体制強化を努めなければならないことを改めて認識をいたしました。

以上、報告をいたします。令和6年9月20日、総務経済建設常任委員長、坂村勇治、厚生文教税務委員会委員長、吉住貞夫。

○議長（松尾純久君） これで令和6年度玉東町議会議員所管事務調査研修の報告についてを終わります。

日程第10 請願・陳情の件

○議長（松尾純久君） 日程第10、請願・陳情の件を議題とします。

請願1号「ゆたかな学びの実現を図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についての提出に関する請願」が提出されております。私たち町の議員は、町民から提出されたものを審議するのが本来の役目と存じます。先の議会運営委員会で、請願第1号については町民からの請願であり、審議することに決定いたしましたので、審議したいと思います。

お諮りします。本日程に提出されております請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、請願1件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

請願第1号のこれから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで討論を終わります。

これから請願第1号「ゆたかな学びの実現を図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についての提出に関する請願」についてを採決します。

お諮りします。請願1号を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、請願1号は採択することに決定しました。

次に、陳情第2号「王乖彦、中国で不法に逮捕されている件に関する陳情」、陳情第3号「現行健康保険証の存続を求める陳情」、以上2件が提出されております。

お諮りします。私たち町の議員は、町民から提出されたものを審議するのが本来の役目と存じます。先の話し合いで、町民以外からの陳情は配付のみと決定しております。

したがって、陳情第2号、3号は配付のみにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号、3号は配付のみとすることに決定しました。

これで請願、陳情の件を終わります。

お諮りします。ただ今、請願1件が採択されましたので、坂本和也外1名から、発議第3号の意見書が会議規則第14条の規定により提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

議案配付のためしばらく休憩します。

休憩 午後0時05分

再開 午後0時09分

○議長(松尾純久君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 発議第3号 ゆたかな学びの実現を図るための、2025年度政府予算に係る意見書の提出について

○議長(松尾純久君) 追加日程第1、発議第3号「ゆたかな学びの実現を図るための、2025年度政府予算に係る意見書の提出について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

6番、坂本和也君。

○6番(坂本和也君) こんにちは、よろしくお願ひします。

発議第3号、令和6年9月20日、玉東町議会議長、松尾純久様。提出者、玉東町議会議員、坂

本和也。賛成者、玉東町議会議員、坂村勇治。

豊かな学びの実現を図るための2025年度政府予算に係る意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり玉東町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

2枚目については省略します。

提出する相手、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣あてです。よろしくお願ひします。

○議長（松尾純久君） 意見書の朗読が終わりましたので、これから発議第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今、玉東町長から、議案第59号「財産の取得について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号「財産の取得について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

議案配付のためしばらく休憩します。

休憩 午後0時12分

再開 午後0時13分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2 議案第59号 財産の取得について

○議長（松尾純久君） 追加日程第2、議案第59号「財産の取得について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、議案第59号について御提案いたします。

財産の取得について。財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。令和6年9月20日提出、玉東町長。

1、財産の表示、種類、ノートパソコン、所在、玉東町役場内、数量60台。

2、取得の目的、職員用パソコンの更新。

3、取得価格、1,276万円。

4、相手方、長崎県長崎市平野町4番26号、株式会社NDKCOM代表取締役、榎一弘。

提案理由、予定価格が1,000万円以上の動産の買入れをするには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を減る必要がある。

これが、この議案を提出する理由です。

2枚目以降につきましては、参考資料として仮契約書のほうを添付しております。若干パソコン更新の理由等について補足をさせていただきます。

現在使用しているパソコンは、平成29年度から令和元年度に購入されたものが主で、したがって、購入後5年から7年が経過しております。そのためパソコン内部のハードディスクの故障が散見され、業務に支障を生じている状況からその改善を図ること、加えて、新庁舎は無線環境が整備されたことから、それらに対応したパソコンを購入し、業務環境の向上を図ることが主な理由であります。

以上のとおり御提案いたしますので、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） パソコンの必要については分かるんですが、この入札とかですね、そういうやり方じゃなくて、もし相手方が長崎ということで、ちょっとそのへんの経緯を含めてよろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 今回のですね、業者の選定につきましては、単独見積りを徴収した随意契約という形で契約しております。理由としましては、本業務に係る情報機器とパソコンについては重要な装置であります。委託先につきましては、既に当町が電算事務業務実績を有して、なおかつ、現在利用中のシステム等を提供しているこのNDKCOMが適切であると考えてまして、今回は単独見積りを徴収した随意契約という形で契約しようと考えているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 熊本県内はこういう取引業者ていうとは前からなかったんですか。長崎ということでですね、非常にちょっと遠くて、いろんな故障とかですね、何かあったときは長崎から来られんといかんということで、できるなら近くのほうがよかったんじゃないかなと思うんですが、そのへんは。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） NDKCOMについてはですね、もう数十年前からですね、うちの電算事務業務を委託していただいております。いろんな電算事務で仕事上、個人情報を含むですね、そういった仕事もずっとこの業者をお願いしているところでもあります。いよいよ故障中の対応についてはですね、それなりに長崎なので移動の時間はかかるかと思えますけれども、そんなに支障があるというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） はい、分かりました。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

○議長（松尾純久君） 日程第11、閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長、総務経済建設常任委員会委員長、厚生文教税務常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査についての申出書があります。

お諮りします。本件については、それぞれ申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、申し出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程のすべてを終了しました。

会議をこれで閉じます。

これをもって令和6年第3回玉東町議会定例会を閉会します。

起立。御苦労さまでした。

閉会 午後0時20分